

長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭又は父子家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするための高等職業訓練促進給付金事業及び高等職業訓練修了支援給付金事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市とする。

(定義)

第3条 この要綱において「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。

2 この要綱において「父子家庭の父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第5条 訓練促進給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たし、本市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（父子家庭の父にあっては、平成25年4月1日以降に修業を開始したものに限る。）とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 次条に規定する対象資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれる者であること。なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている者には、訓練促進給付金及び修了支援給付金は支給しない。

（対象資格）

第6条 本事業の対象資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 理容師
- (8) 美容師
- (9) 調理師
- (10) 歯科衛生士
- (11) 歯科技工士
- (12) 言語聴覚士
- (13) 社会福祉士
- (14) 製菓衛生師
- (15) シスコシステムズ認定資格
- (16) LPI認定資格
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域の実情に応じて認める資格

（支給対象期間等）

第7条 給付金の支給の対象とする期間（以下「支給対象期間」という。）及び支給方法は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給対象期間は、修業する期間の全期間（上限4年）とする。（平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。）

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給

して差し支えない。)

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月以後の各月において支給するものとし、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、看護師養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額)

第8条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者であって、当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1,000円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万500円）

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法に規定する市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5,000円

(受給要件の審査)

第9条 受給要件の審査に当たっては、事前に支給対象者の資格取得への意欲や能力、生活状況、職業生活の展望等について聴取し、資格取得の可能性等を審査し、自立が効果的に図られると認められる場合に支給対象とする。また、必要に応じて、有識者や就業関係の専門家等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について判定するものとする。

(支給申請)

第10条 給付金の支給を受けようとする者は、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金支給申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内に行うことができるものとする。

3 市長は、支給申請を受けた場合、支給要件の審査を行い、支給の要否及び期間を決定しなければならない。

4 市長は、前項の決定を行ったときは、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書(別記様式第2号)により、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。また、制度の改正等により支給決定内容が変更になった場合は、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金支給決定変更通知書(別記様式第3号)により、遅延なくその旨を該当申請者に通知しなければならない。

5 第1項の申請に当たっては次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 支給対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は支給対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下イにおいて同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(1

6歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記様式第4号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）

ウ 第8条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者の地方税法に規定する市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 入校（入所）証明書（支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍証明書等）

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

ア 支給対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記様式第4号））及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年度の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第8条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者の地方税法に規定する市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。

オ 修了証明書の写し（修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類）

（給付金の支給）

第11条 前条の規定による支給決定通知を受けた者に対し、市長は、長岡京市会計規則第36条第2項の規定に基づき、支給請求書の提出を省略して給付金を支給す

る。

2 訓練促進給付金の支給対象期間が翌年度に及ぶ場合は、翌年度の4月10日までに高等職業訓練促進給付金受給資格継続届（別記様式第5号）により、受給資格の継続を届け出なければならない。

3 市長は、訓練促進給付金について前項の届をした者に対し、高等職業訓練促進給付金支給継続通知書（別記様式第6号）により、支給の継続を通知し、引き続き訓練促進給付金を支給するものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第12条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めるものとする。

2 市長は、受給者及び支給期間の上限を超えて修業を継続している者（以下「受給者等」という。）に対し、前項に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

3 市長は、受給者等の在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況の把握に努めることとする。

（受給資格喪失の届出等）

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から起算して、14日以内に、高等職業訓練促進給付金受給資格変更（喪失）届（別記様式第7号。以下「資格変更（喪失）届」という。）にその事実を証する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき。

(4) 受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。

(5) 世帯を構成する者（受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったとき。

(6) その他受給資格の変更または喪失する事由が生じたとき。

2 市長は、受給者から前項の規定による資格変更（喪失）届が提出されたとき又は受給者の支給要件に変更等があることを知り得たときは、調査及び審査を行い、支給決定の変更又は取消しを行うものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、高等職業訓練促進給付金支給変更（取消）通知書（別記様式第8号）により当該受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第14条 市長は、受給者が前条第1項の届出を怠ったと認めるとき又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該受給者に既に支給された給付金の額の全額又は一部を返還させることができる。

（関係機関との連携）

第15条 この事業の実施に当たっては、常に教育訓練関係機関等との連絡を密にし、連絡・調整を十分に行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この要綱の規定による給付は、平成18年4月1日以後の入学分について行う。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第4条第2号、第7条第2号、第8条、第10条第1項、第2項（訓練促進給付金にかかる規定を除く）、及び第5項、並びに第13条第1項第4号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成21年4月1日において修業する期間の3分の2に相当する期間（その期間が12月を超えるときは、修業する期間から12月を減じた期間）を経過しておらず、かつ平成21年5月31日までに第7条第1項第1号のアの期間を経過することとなった者が、平成21年6月30日までに第10条の規定による訓練促進給付金の支給申請を行った場合は、第7条第1項第1号のイの規定にかかわらず、平成21年4月または第7条第1項第1号のアの期間を経過することとなった日の属する月のいずれか遅い月に遡って支給する。

3 第4条第2号に規定する一時金及び、第8条第1項に規定する支給額は、平成20年4月1日以後の入学分について適用することとする。また、平成20年3月31日以前の入学分については、課税・非課税を問わず、支給額は14万1,000円（平成21年6月分より）とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行し、改正後の高等技能訓練促進給付金等実施要綱の規定は、平成21年6月5日から遡及適用する。

(実施期限)

- 2 実施期限は平成23年度末までに修業を開始した者に係る訓練促進給付金又は一時金の支給が終了する月の末日と平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

(経過措置)

- 3 平成21年5月末日までに第10条の規定による訓練促進給付金の支給申請を行い、既に訓練促進給付金の決定通知を受けた者は、平成21年6月分から第8条第1項に規定する支給額を適用し、既に支給された訓練促進給付金が改正前と改正後で差額が発生する場合は、差額分を支給する。
- 4 平成21年9月30日までに第10条の規定による訓練促進給付金の支給申請を行った場合は、平成21年6月または修業を開始した日の属する月のいずれか遅い月に遡って支給する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、改正後の長岡京市高等技能訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月30日から施行し、改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の長岡京市高等技能訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に規定する様式各号によりなされた申請は、当分の間、この要綱に規定する相当様式によりなされた申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定により交付された書類は、当分の間、この要綱に規定する相当様式によるものとみなす。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第7条第1号アの規定は、平成29年4月1日この要綱の施行の際現に修業中である者についても、適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行し、改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月23日から施行し、改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第7条第1号アの規定は、この要綱の施行の際現に修業中である者についても、適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 3 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定

めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行し、改正後の長岡京市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金支給申請書

年 月 日

長岡京市長 様

(申請者氏名)

個人番号

高等職業訓練促進給付金 の支給を受けたいので、下記により申請します。

高等職業訓練修了支援給付金
 また、受給資格の認定及び今後の継続認定に関して、市担当者が住民記録及び課税台帳の情報について確認又は照会を行うことに同意します。

記

氏名		フリガナ		生年月日		年 月 日 (日生 歳)	
住所		(〒 -)				電話(-)	
過去の受給状況		過去に 高等職業訓練促進給付金 を受けたことがある ・ ない 高等職業訓練修了支援給付金					
同時利用の給付金・貸付金							
養成機関及び修業内容	養成機関名					電話(-)	
	所在地						
	修業期間	年 月 日～		年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()					
振込口座		金融機関	銀行・金庫 本店 農協 支店		金融機関コード	支店コード	
		口座種別	普通	口座名義	受給者名義	口座番号	
児童扶養手当の受給の証明		上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印					
(備考)							

(注意)

- 「同時利用の給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記入してください。
- 修業証明書等を添付する場合は、「養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。
- 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

申請書と同一の世帯に属する者の氏名等について

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1	氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号		
	住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2	氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号		
	住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3	氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号		
	住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4	氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号		
	住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5	氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
		個人番号		
	住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)				

高等職業訓練促進給付金
支給決定通知書
高等職業訓練修了支援給付金

氏 名		ツガナ	受 給 者 号		第 号	
養成機関及び修業内容	養成機関名				電話() -	
	所在地	(〒 -)				
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日			養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()				
高等職業訓練促進給付金 支給対象期間		年 月～ 年 月				
高等職業訓練促進給付金 支給月額		円				
高等職業訓練修了支援給付金 支給額		円				
支給日		年 月 日				

上記のとおり支給します。

年 月 日

長岡京市長

印

(備考)

※高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けた場合において、以下に該当することとなったときは、該当することとなった日から14日以内に届出をしてください。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- ・本市に住所を有しなくなったとき。
- ・修業を取りやめたとき。
- ・受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- ・世帯を構成する者（受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。
- ・その他受給資格の変更または喪失する事由が生じたとき。

高等職業訓練促進給付金
支給決定変更通知書
高等職業訓練修了支援給付金

氏名		ツガナ	受給者番号	第 号	
養成機関及び修業内容	養成機関名				電話() -
	所在地	(〒 -)			
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()			
高等職業訓練促進給付金 支給対象期間		年 月～ 年 月			
高等職業訓練促進給付金 支給月額		円 (年 月分から)			
高等職業訓練修了支援給付金 支給額		円			
変更日		年 月 日			
支給日		年 月 日			

上記のとおり変更します。

年 月 日

長岡京市長

印

(備考)

※高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けた場合において、以下に該当することとなったときは、該当することとなった日から14日以内に届出をしてください。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- ・本市に住所を有しなくなったとき。
- ・修業を取りやめたとき。
- ・受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- ・世帯を構成する者（受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。
- ・その他受給資格の変更または喪失する事由が生じたとき。

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

長岡京市長 様

住所 _____

氏名 _____

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【注意事項】

- ・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

高等職業訓練促進給付金受給資格継続届

年 月 日

長岡京市長 様

（申請者氏名）
個人番号

私は、次のとおり高等職業訓練促進給付金の支給を受けていますが、現在、同内容での受給資格に変更はなく、受給資格が継続しているため届け出ます。なお、今後変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。
また、受給資格の継続認定に関して、市担当者が住民記録及び課税台帳の情報について確認又は照会を行うことに同意します。

氏名	フリガナ	受給者番号	第 号				
養成機関及び修業内容	養成機関名			電話() —			
	所在地	(〒 -)					
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分 昼間・夜間			
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()					
支給決定日		年 月 日					
高等職業訓練促進給付金支給対象期間		年 月～ 年 月					
高等職業訓練促進給付金 支給月額 (金額を丸で囲んでください)		非課税	{	141,000円 ・ 140,000円 ・ 100,000円	課税	{	110,500円 ・ 70,500円

高等職業訓練促進給付金支給継続通知書

氏名		フリガナ	受給者番号	第 号	
養成機関及び修業内容	養成機関名				電話() -
	所在地	(〒 -)			
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・理容師・美容師・調理師・歯科衛生士 歯科技工士・言語聴覚士・社会福祉士・製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格・その他()			
高等職業訓練促進給付金支給対象期間		年 月～ 年 月			
高等職業訓練促進給付金支給月額		円			

上記のとおり、支給を継続します。

年 月 日

長岡京市長



(備考)

※以下に該当することとなった場合は、該当することとなった日から14日以内に届出をしてください。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- ・本市に住所を有しなくなったとき。
- ・修業を取りやめたとき。
- ・受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- ・世帯を構成する者（受給者の民法第877条第1項に定める扶義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。
- ・その他受給資格の変更または喪失する事由が生じたとき。

高等職業訓練促進給付金受給資格変更（喪失）届

年 月 日

長岡京市長 様

（申請者氏名）

個人番号

次のとおり高等職業訓練促進給付金の受給資格が変更（喪失）したので届け出ます。
 また、受給資格の認定及び今後の継続認定に関して、市担当者が住民記録及び課税台帳の情報について確認又は照会を行うことに同意します。

氏名	カガナ	受給者番号	第 号		
養成機関及び修業内容	養成機関名			電話() -)	
	所在地	(〒 -)			
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分 昼間・夜間	
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()			
受給資格内容の変更	1 市民税の課税状況〔本人・同一世帯の者(氏名)〕 <input type="checkbox"/> 課税から非課税に変更 <input type="checkbox"/> 非課税から課税に変更 2 世帯構成 <input type="checkbox"/> 増員(氏名) <input type="checkbox"/> 減員(氏名) 3 その他()				
受給資格がなくなった理由	1 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため 2 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を超えたため 3 養成機関における修業を取りやめたため 4 本市に住所を有しなくなったため 5 その他()				
異動年月日	年 月 日				
備考					

添付書類 : 受給資格の変更又は喪失の事実を証する書類

高等職業訓練促進給付金支給変更(取消)通知書

氏名		ツガナ	受給者番号	第 号	
養成機関及び修業内容	養成機関名				電話() —
	所在地	(〒 -)			
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 理容師 ・ 美容師 ・ 調理師 ・ 歯科衛生士 歯科技工士 ・ 言語聴覚士 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 シスコシステムズ認定資格 ・ LPI 認定資格 ・ その他 ()			
変更後の高等職業訓練促進給付金	支給対象期間	年 月～ 年 月	支給月額	円	
受給資格がなくなった場合の理由					
異動年月日	年 月 日				
備考					

上記のとおり変更（取消）します。

年 月 日

長岡京市長

印

(備考)

※高等職業訓練促進給付金を引き続き受給する場合において、以下に該当することとなったときは、該当することとなった日から14日以内に届出をしてください。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- ・本市に住所を有しなくなったとき。
- ・修業を取りやめたとき。
- ・受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（受給者の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- ・世帯を構成する者（受給者の民法第877条第1項に定める扶義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。
- ・その他受給資格の変更または喪失する事由が生じたとき。